

香取市水道料金等徴収業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

香取市建設水道部水道課

香取市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務におけるお客様サービスの一層の向上及び業務の効率化のため、優れた技術及びノウハウを有する複数の事業者から提案を受け、水道料金等徴収業務委託契約の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選考を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

香取市水道料金等徴収業務

(2) 業務対象区域

業務対象区域は、佐原地区水道事業、小見川・山田地区水道事業及び栗源地区簡易水道事業の区域とする。

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約締結日から業務委託開始までの期間は準備期間とし、当該期間に要する経費は受託者の負担とする。

(4) 委託業務の範囲

香取市水道料金等徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
なお、仕様書は、受託候補者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受託候補者との協議の上、定めるものとする。

(5) 業務執行場所

ア 佐原浄化センター内の市の指定場所

イ 旧小見川中央保育所内の市の指定場所（※）

※状況により委託期間中に別施設に変更する場合があります。ただし、提案見積金額は、変更しないものとして算出するものとする。

(6) 提案上限額

682,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の5年間の総額（消費税及び地方消費税を含む）を「提案見積書」（様式3-1）により提出すること。なお、別に積算内訳書（様式3-2）を添付するものとする。

3 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていないもの。
- (2) 本業務の公告日において、令和4・5年度香取市入札参加資格者名簿に大分類「その他委託」、中分類「メーター検針」及び「料金徴収業務」に登録されている者であること。
- (3) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置を本業務の公告日から受託候補者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (4) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から受託候補者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (5) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム及びISO20000ITサービスマネジメントシステム認証、ISO22301事業継続マネジメントシステム(BCMS)かつプライバシーマークを取得していること。
- (6) リアルタイム通信スマートフォン(即時通信方式)の導入実績があること。
- (7) 過去5年間(平成30年度～令和4年度)に、給水人口5万人以上の水道事業体で、検針及び料金徴収等業務を受託した実績を有すること。

4 スケジュール(予定)

項目	時期
公募開始	令和5年8月16日(水)から
質問書提出期限	令和5年8月23日(水)午後5時まで
質問書への回答	令和5年8月29日(火)
参加申込書類等提出期限	令和5年9月25日(月)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和5年10月中旬

審査結果通知	令和5年10月中旬
契約交渉期間及び契約	令和5年10月中旬から下旬（予定）

5 募集要領等の交付方法

香取市ホームページ（<http://www.city.katori.lg.jp>）からダウンロードするものとする。

6 参加手続き

本業務の業務提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本要領及び仕様書等に従い参加申込書等を作成し、参加申込みするものとする。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

会社概要書（様式5）及び経営状況（前3年間の財務諸表等）

過去5年間の同種業務の業務受託実績一覧（様式6）

情報セキュリティ関連認証等の認証取得状況届（様式7）

企画提案書（様式8）及び添付書類（任意様式）

提案見積書（様式3-1）及び積算内訳書（様式3-2）

その他必要と認める事項

(2) 提出期限 令和5年9月25日（月）午後5時まで

(3) 提出場所 香取市建設水道部水道課（玉造浄水場庁舎2階）

(4) 提出部数 8部（正本1部 副本7部）

(5) 提出方法 事務局あてあらかじめ電話連絡のうえ持参又は郵送による。
ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(6) 提案内容 仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。

ア 企業の経営方針及び取組について

イ 業務体制に関する企画及び技術提案

ウ 窓口業務及び現金取扱いに関する企画及び技術提案

エ 検針、検算、調定及び精算業務に関する企画及び技術提案

オ 収納及び滞納整理業務に関する企画及び技術提案

カ 給水停止業務に関する企画及び技術提案

キ 電子計算処理業務に関する企画及び技術提案

ク 個人情報保護に関する企画及び技術提案

ケ 災害及び緊急時対策等、危機管理に関する企画及び技術提案

コ 提案価格見積書

(7) 提出書類は日本語表記、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りとし、

目次及びページ番号を付記すること。図表等により必要な場合はA3判の使用も可とし、その場合は、三つ折に折りたたみA4判サイズにすること。

7 参加に関する留意事項

参加者が行う諸書類の作成、提出及びその他プロポーザルに係る一切の費用については、参加者の負担とし、提出された資料等の返却はしない。

8 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書に疑義がある場合は、次の方法により質問を行うことができる。

(1) 質問方法

ア 質問書（様式2）を使用し、電子メールにて送信すること。

イ 電子メールの送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 質問は、原則として本要領及び仕様書に関する内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断する場合は、上記以外の質問にも回答を行う。

(2) 質問書提出期限 令和5年8月23日（水）午後5時まで

(3) 回答日 令和5年8月29日（火）

(4) 回答方法 香取市ホームページにて公表

9 参加の辞退

参加申込書提出後、応募を辞退する場合は、速やかに電話にて連絡し、香取市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

10 審査及び選定

(1) 公募型プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、「香取市水道料金等徴収業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し審査を行う。

(2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、総合得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

(3) 総合得点の最も高い者が二者以上あるときは、当該事業者の中から次の項目を順に判定し選定を行う。

ア 検針、検算、調定及び精算業務に関する企画及び技術提案の得点の高い者

- イ 収納及び滞納整理業務に関する企画及び技術提案の得点の高い者
- ウ 提案価格見積書の得点の高い者
- (4) 委員会は、参加者ごとに、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (5) 実施日時については、香取市建設水道部水道課（以下「水道課」という。）から、各参加者あてにメールにて通知する。
- (6) 所要時間は1者につき60分以内とし、内訳は以下のとおりとする。
 - ア プレゼンテーション 40分以内
 - イ ヒアリング 20分以内
- (7) 審査に出席できる人数は、3人以内とし、プレゼンテーション前日までに出席者の氏名及び役職を水道課へ書面により報告すること。（任意様式）
- (8) あらかじめ提出した企画提案書等以外の補足資料等の提出は認めない。
- (9) プレゼンテーション時は、プロジェクターの使用を可とし、その場合はパソコン、プロジェクター、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。

11 企画提案書等の評価

審査の評価項目及び基準は、別紙5「香取市水道料金等徴収業務委託評価基準」による。

12 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、全ての参加者にメール（書面添付）により通知するものとする。
- (2) 受託候補者に選定されなかった参加者は、結果通知発信後7日以内に限り、結果について書面（任意様式）により説明を求めることができる。ただし、当該事業者の合計評価点及び順位に限りメールにて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する審査結果等についての回答はしない。
- (3) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

13 選定結果の公表

香取市ホームページにて公表する。

14 プロポーザルの中止事項

- (1) プロポーザル参加者が談合し又は談合のおそれがある不穏の行動をとる等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期若しくは、中止することができるものとする。

- (2) 受託候補者決定前において、天変地異等やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの延期若しくは中止をすることができるものとする。
- (3) 前2号の場合における損害については、参加者の負担とする。

15 委託契約の締結

- (1) 香取市財務規則（平成18年香取市規則第18号）に基づき、受託候補者と提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合は、提案価格の範囲で委託契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者との協議が合意に達しない場合又は受託契約を締結できない事由が生じた場合は、参加者のうち、総合得点の上位の者から前項の協議を行うものとする。
- (3) 委託契約を締結した者は、委託業務開始までの期間、自らの責任において準備を行い、委託業務開始の日から円滑に業務を行うことができるようにしなければならないものとする。また、この準備に係る費用は受託者の負担とする。ただし、必要と認める場合は、経費の負担に関し受託者と協議するものとする。

16 企画・提案等に不適合がある場合

- (1) プロポーザルにおいて、参加者の参加資格、提出書類及び提出期限等に不適合があることが判明した場合は、その不適合について委員会で審議のうえ、その取扱いについて決定する。
- (2) 委員会は、必要に応じて前項の不適合について参加者に対し、個別にヒアリングを行うことがある。
- (3) プロポーザル参加者の不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。

17 各関係法令等の遵守

- (1) 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本実施要領の内容を遵守することを誓約するものとみなす。
- (2) 事業者が各関係法令等に違反した場合は、企画・提案等に不適合がある場合に準じて取り扱うこととする。

18 問い合わせ及び各書類の提出先

事務局：香取市建設水道部水道課経理班
〒287-0041

千葉県香取市玉造734-1 玉造浄水場庁舎2F
電話番号 0478(55)8383
Eメール suido2@city.katori.lg.jp